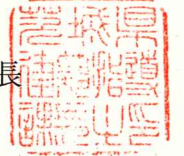


建指第 482 号  
平成 30 年 8 月 8 日

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



都市計画法に基づく開発許可等の事務に関する権限の移譲について（通知）

本県の開発行政の推進につきましては、日頃より特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方分権を推進し市町村がそれぞれの個性や潜在力を活かした地域づくりができるよう、平成 30 年 10 月 1 日から境町に対して、下記の事務に関する権限を移譲しますので、貴会員等にご周知下さいますようお願いいたします。

記

- 1 権限を移譲する事務
  - ・都市計画法に基づく開発行為の許可等
  - ・租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定
  - ・宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定等
- 2 平成 30 年 10 月 1 日からの所管部署  
境町都市計画課  
TEL 0280-81-1311

お問合せ先  
茨城県土木部都市局建築指導課  
(宅地担当)  
TEL 029-301-4732